

## 西村あさひ法律事務所

## ベトナム：インターネットサービスおよびオンライン情報の管理、提供および利用の厳格化を目的とした政令案

アジアニューズレター

2021年10月1日号

執筆者：

E-mail [✉](#) [大矢 和秀](#)E-mail [✉](#) [グエン・トウアン・アン](#)E-mail [✉](#) [ファム・コック・タイ](#)E-mail [✉](#) [村田 知信](#)E-mail [✉](#) [羽部 紗耶香](#)

## 1. はじめに

ベトナム情報通信省は、2021年7月、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令72/2013/ND-CP(以下「政令72号」という。)を修正・補足する政令案(以下「本政令案」という。)の第2版を、パブリックコメント募集のために公表した。パブリックコメント期間は2021年9月までであり、パブリックコメントを経た確定版は2021年末に政府にて審議される予定である。

本政令案には、現在の政令72号と比較して、ベトナムの消費者をターゲットにしたオンラインサービスに大きな影響を与える可能性のある新しくかつ詳細な規制が数多く盛り込まれている。以下、主に留意すべき点を紹介する。

## 2. 国境を越えたサービスに課される義務の厳格化

現在の政令72号は、一定の要件を満たすオフショアサービスプロバイダーについて、当局への報告等の特別な規制を定めている<sup>1</sup>。本政令案は、当該規制の適用対象を拡大し、内容を厳格化している。具体的には、まず、当該規制の対象となるオフショアサービスプロバイダーが提供するサービスの人数要件を、ベトナムにおけるユニークビジター数(定期的に当該サイトにアクセスする人数)100万アクセス/月から10万アクセス/月に大幅に減少させることで、規制対象を拡大している。また、厳格化された規制の概要は以下のとおりである。

- サイバーセキュリティ法第26.3条に基づき、データローカライゼーション<sup>2</sup>措置を実施し、ベトナム国内に拠点(支店又は駐在員事務所)を設置すること。なお、サイバーセキュリティ法上のデータローカライゼーション措置が求められるサービスの範囲は、同法の下位規則により詳細が定められることになっているが、現時点では当該下位規則が策定されていない。本政令案は当該下位規則とは異なるものであるため、データローカライゼーション措置を実施する義務のあるオフショアサービスプロバイダーの範囲については、何も定めていない。したがって、本政令案に基づき、上記人数要件を満たす全てのオフショアサービスプロバイダーがデータローカライゼーション措置を実施する必要があるわけではない。
- オフショアサービスプロバイダーに対し、情報通信省に届け出たアカウント、ファンページ、コンテンツチャンネルに限り、ライ

<sup>1</sup> なお、現在の政令72号は、本文で説明した規制に加えて、ベトナム国内に拠点を持たないオフショアサービスプロバイダーであっても、ベトナム国内に一定のユーザーがいる場合又はベトナムから情報にアクセスするクロスボーダーのサービスを提供する場合、ベトナムの法律を遵守する一般的な義務を定めており、本政令案も当該義務を維持している。もっとも、当該一般的な義務は条文の文言が不明確であり、その適用範囲や義務の内容は必ずしも明らかではない。

<sup>2</sup> データローカライゼーションとは、一般的に、個人情報や国家にとって重要なデータを国家・領域内に保存することを意味する。本政令案は、サイバーセキュリティ法に基づくデータローカライゼーション措置の実施を求めるに留まっており、新たなデータローカライゼーション規制を課すものではない。もっとも、現在の政令72号においても、一定のオンラインサービスプロバイダー(SNS、オンラインゲーム・オンラインニュース、携帯ネットワークを利用した情報提供サービス等)については、ユーザーの苦情を解決すること等を目的としたサーバーシステムをベトナム国内に備える必要がある。

ブ配信や収益機能の利用を許可する(すなわちそれ以外の利用は禁止される)こと。

- ・ ベトナムのユーザー及び当局からの要求に対応する担当部署を設置すること(ただし、ベトナム国内に設置することまでは求められていない)。
- ・ ベトナムのユーザーからの苦情や当局の要請を受けてから 24 時間以内に当該苦情等に対応すること。ライブ配信に関する当局からの要請については、当該要請を受けてから 3 時間以内に対応すること。
- ・ 当局の要請を受けてから 24 時間以内に、違法コンテンツを定期的(月に 5 回以上)に提供しているソーシャルネットワーキングサービス(SNS)のアカウント、ファンページ、コンテンツチャンネルを一時的に(場合によって 7 日から 30 日間)凍結すること。
- ・ 年に一度、また臨時に、提供したサービス内容を情報通信省に報告すること。サービスプロバイダーは、報告の際に、提供したサービスの内容の詳細を法定の書式に記載する必要がある(例えば、ベトナム国内のユーザーのアカウント数及び一月あたりのユニークビジター数、ベトナム国内における売上、ユーザーの苦情リスト、ユーザーの違反行為数及び当該違反行為にオフショアサービスプロバイダーがどのように対処したか、オフショアサービスプロバイダーのベトナムにおける代表者の情報<sup>3</sup>等)。

また、本政令案は、上記の義務のほか、オフショアサービスプロバイダーの行為やオフショアサービスプロバイダーが取得する情報について、当局の行政処分の対象となる範囲を拡大している(例えば、歴史を歪める情報、公衆を混乱させる又は経済的な損失を生じさせることを目的とした虚偽の情報、売春や人身売買に関わる情報、知的財産権を侵害する情報、その他個人や組織の正当な利益を侵害する情報等が当局の処分の対象となる旨が明記されている)。

上記のようなオフショアサービスプロバイダーに対する規制の強化は、オフショアサービスプロバイダーによる又はその提供するサービスを利用して行われるサイバーセキュリティ法に違反する行為や知的財産権の侵害行為に対する取り締まりを目的としていると考えられる。

### 3. SNS に適用されるルールの詳細化

本政令案は、現在の政令 72 号に規定されている SNS に適用される規制について、サービスの規模に応じて規制の内容を詳細化している。

すなわち、本政令案では、SNS は、一月あたりのユニークビジター数が 1 万人以上のもの(タイプ 1)及び 1 万人未満のもの(タイプ 2)に分類され、それぞれに異なる規制が適用される。タイプ 1 の SNS を提供する国内のサービスプロバイダーは、情報通信省から、SNS の提供に関するライセンスを取得する必要がある。一方、タイプ 2 の SNS を提供する国内のサービスプロバイダーは、情報通信省に届出を行い、その確認書を取得することで足りる。ライセンスを取得すると、タイプ 1 の SNS ではライブ配信や収益を得るためのサービスを提供できるが、タイプ 2 の SNS では、ライブ配信や収益を得るためのサービスを提供することはできない。なお、一月あたりのユニークビジター数が 1 万人未満の場合でも、任意でタイプ 1 の SNS のためのライセンスを取得することは可能であり、ライブ配信や収益を得るためのサービスを提供する場合は当該ライセンスを取得する必要がある。

これらの規定はベトナム国内のサービスプロバイダーに適用されるものであり、ベトナムの顧客にクロスボーダーで SNS サービスを提供するオフショアサービスプロバイダーについては、タイプ 1 に該当する場合のライセンス取得義務、タイプ 2 に該当する場合の届出、確認書の取得義務のいずれも適用されない。もっとも、2. で述べたとおり、当該オフショアサービスプロバイダーには、2. に記載した各義務が適用され、ライブ配信や収益を得るためのサービスを提供する場合には、情報通信省にアカウント、ファンページ及びコンテンツチャンネルを届け出る必要がある。

また、本政令案は、上記で述べたユニークビジター数に応じたサービスプロバイダーの義務とは別途、SNS においてフォロワー数が 1 万人を超えるアカウント、ファンページ、コンテンツチャンネルに対して、その連絡先を情報通信省に届け出る義務を課して

<sup>3</sup> 条文文言上、当該代表者の情報はベトナムに所在する代表者の情報を記載する必要があるように読めるが、ベトナムに拠点を有さないオフショアオンラインサービスプロバイダーがどのように当該要件を満たすべきなのか(ベトナム所在の社外のエージェント等を代理人に選任することで足りるのか等)は不明確である。

いる。当該義務はオフショアサービスプロバイダーが提供する SNS のアカウント等にも適用が想定されているようであるが、条文文言上、その適用範囲(アカウント等の保有者がベトナム所在であれば適用されるのか、1 万人を超えるフォロワーがベトナム所在であれば適用されるのか等)は必ずしも明確ではない。

#### 4. オンラインゲームサービスのライセンス取得に必要な手続きの削減

本政令案は、現在の政令 72 号に規定されているオンラインゲームサービスに適用される規制について、内容を一部緩和している。

すなわち、現在の政令 72 号では、ベトナムでオンラインゲームサービスを提供するために、ベトナムで拠点を設立しライセンスを取得することが求められている。具体的には、オンラインゲームサービスのプロバイダーは、ゲームの分類(G1、G2、G3、G4 の 4 つに分類され、G1 のゲームのみ、複数のプレイヤー間での共同作業の要素を含むため、規制が厳しくなっている。)に応じて、(i)ライセンス(G1)又は登録(G2、G3、G4)及び(ii)ゲームの脚本・コンテンツの承認(G1)又はゲームサービス提供の通知(G2、G3、G4)を取得又は行う必要があると定められている。本政令案では、これらの手続きが簡素化され、オンラインゲームサービスのプロバイダーは、ゲームをリリースするためのライセンス(G1)又は登録(G2、G3、G4)を申請するだけで良いとされている。

#### 5. データセンターサービスに関する新たなルールの導入

本政令案は、現在の政令 72 号には規定されていないデータセンターサービスについて、新たな規制を導入している。

すなわち、本政令案は、データセンターサービスについて、サーバーレンタルサービス、データセンターにおける空間レンタルサービス(所謂ハウジングサービスを意味すると考えられる)、データ保管空間レンタルサービス(所謂ホスティングサービスを意味すると考えられる)及びクラウドコンピューティングサービスを含むと定義した上で、サービスプロバイダーが事業登録を行うための要件及び手続きを定めている。例えば、サービスプロバイダーは、情報通信省のウェブサイトにおいてサービス提供のための登録を行うこと、顧客のデータを国外に転送しないこと、サービス終了時に顧客のデータを 5 年間保持すること等が求められている。

上記のうち顧客のデータの国外転送禁止については、データセンターサービスの範囲がクラウドサービスも含み広範に定義されていることから、ベトナムにおけるクラウドサービスの利用・提供に大きな影響を与える可能性がある。

また、本政令案の文言が不明確であるため、上記の規制が、ベトナムで設立・運営されているサービスプロバイダーにのみ適用される(オフショアサービスプロバイダーには上記 2. で述べた規制のみ適用される)のか、オフショアサービスプロバイダーにも適用されるのかは不明確である。特に顧客データの国外転送禁止については、オフショアサービスプロバイダーにはそもそも遵守が難しいと考えられるが、仮に国内のサービスプロバイダーのみに当該規制が適用される場合であっても、国内のサービスプロバイダーが競争上不利になるため、いずれにしても問題があると考えられる。

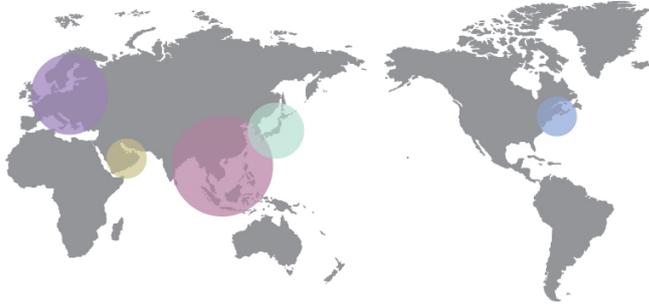
本政令案のこのような問題点については今後修正・明確化が期待されるところであり、今後の動向を注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介

## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子  
中川佳宣

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所